

# 資料

## 高山市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

### 1. 背景、経緯

近年のサウナブームを背景として、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正により、対象火気設備等に屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備を設置した簡易サウナ設備が追加された。

また、大規模林野火災の頻発や能登半島地震等の教訓を踏まえ、消防組織法に基づく火災予防に関する消防庁からの通知により、林野火災予防を目的とした火災に関する警報の取扱い及び住宅防火対策に関して、火災予防条例の改正案が示された。

### 2. 改正内容

#### (1) サウナ設備に関する改正（第11条・第11条の2・第64条関係）

- ・サウナ設備を簡易サウナ設備と一般サウナ設備として区分し、設置基準及び届出等について規定

#### (2) 火災警報に関する改正（第39条・第65条第1号関係）

- ・火災警報発令に伴う火の使用制限の対象区域を定めることができるることを規定
- ・火災とまぎらわしい行為の届出の対象とされている「たき火」を明文化

#### (3) 住宅防火対策に関する改正（第39条の7関係）

- ・通電火災を防止するための感震ブレーカーを追加

#### (4) その他

- ・火災関係省令等に準じて、用語の定義を削除するなどの条文整備

### 3. 施行期日

公布の日。ただし、火災警報に関する改正は令和8年1月1日、サウナ設備及び住宅防火対策に関する改正は同年3月31日